

業務仕様書

1 業務名

平岸プール観客席保全業務

2 業務概要

平岸プールの観客席について、経年劣化による座面の破損や跳ね上げ座席の開閉不良がおきていることから、座席の保全を行う。また、新たに取り付ける座席は東京都から譲渡される物品を使用するものとし、東京都内に保管されている資材一式の現地受け取り、平岸プールまでの運搬(各場内搬出入・小運搬、長距離搬送、一時保管等)についても合わせて行うものとする。

3 履行場所

平岸プール(札幌市豊平区平岸5条14丁目1-1)

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

※平岸プールでの現地作業は、令和6年12月の施設整備休館(12月4日～12月27日予定)に行うこと。

※12月の施設整備休館中にプールの可変床保全業務などの作業予定があるため、他業者との接触などにより支障が生じないように関係者と十分に協議すること。

5 業務内容

[新設座席の仕様・数量]

メーカー	株式会社オカムラ
製品名	スタジアムベンチ 樹脂製イス座席跳ね上げ式 アスリートV(ブロー成形方式、ポリエチレン素材)
構造に関わる特許	特許 6715731 号、特許 6923356 号、特許 7288023 号
製品サイズ	(着席時) W460×D510×H825 (収納時) W460×D230×H825 ※別紙「新設座席詳細図」参照
数量	535 席
梱包状況	梱包ダンボールサイズ W470×D560×H650 1 箱に2席ずつ梱包

[新設座席の保管場所]

旧玉川高校 体育館内 (東京都世田谷区玉川1丁目 20-1)

※旧玉川高校の校舎は、世田谷区二子玉川分庁舎として利用されているため、搬出日時や搬出方法については世田谷区役所と事前協議が必要となる。

[内容]

(1) 搬出作業 ……1式

保管場所から運搬車両まで物品を運ぶ。

- ・搬出作業計画書を作成し、担当職員の承諾を得ること。
- ・搬出作業日は、令和6年11月17日日曜日、11月23日土曜日、11月24日日曜日のいずれかとする
※やむを得ず上記日程以外とする場合には、世田谷区役所との日程調整を搬出作業日の3か月前までに完了する必要がある。
- ・搬出計画は世田谷区役所との調整のため、搬出作業日の2か月前までに提出すること。
- ・世田谷区二子玉川分庁舎敷地内に乗り入れ可能な車両は、駐車場は4t車両まで、駐車場から保管場所への経路は2t車両までとする。(別紙「保管場所」参照)
- ・搬出作業により建物、設備、外構等を汚損しないように十分に注意すること。なお、建物、設備、外構等を汚損した場合には、受託者の責任で復旧すること。
- ・搬出作業は担当職員及び東京都職員の立ち合いのもと行うこと。

(2) 運搬費 ……1式

世田谷区二子玉川分庁舎から平岸プールまで物品を運搬する。

- ・平岸プール施設内には、施設整備休館期間まで物品を保管する場所がないため、受託者にて必要に応じ倉庫等を用意し、搬入作業実施時まで適切に保管すること。
- ・運搬及び保管中に物品を汚損させないように十分に注意すること。

(3) 搬入作業 ……1式

取付け場所まで物品を運ぶ。

- ・搬出作業により建物、設備、外構等を汚損しないように十分に注意すること。なお、建物、設備、外構等を汚損した場合には、受託者の責任で復旧すること。

(4) 既存座席撤去

既存長椅子撤去(座面・固定金物等、590 席分×0.42m/席、材工共) ……247.8m

- ・新設座席を取り付ける範囲にある既存長椅子を撤去する。
- ・観客席最上段の固定用ボルトは、床面と同じ高さで切断し、切断部分を補修する。
- ・観客席最上段以外の固定用ボルトには袋ナットを取り付ける。
- ・観客席最上段の長椅子は再設置するため、破損させないように注意すること。

既存跳上げ椅子撤去(座面・固定金物等、材工共) ……24 席

- ・新設座席を取り付ける範囲にある既存跳上げ椅子を撤去する。
- ・固定用ボルトには袋ナットを取り付ける。

産業廃棄物処分 ……1式

(5) 新設座席据付 ……524 席

- ・構造に関わる特許がある製品であるため、特許に基づき施工すること。
- ・据付位置は別紙「観客席平面図」のとおり。
- ・東京都から譲りうける座席には、ビーム材、脚材、床固定用ボルトアンカー(M10×70 想定)、袋ナット、ワッシャーが付属されていないため、受託者にて用意する。
- ・余剰物品は予備品として、平岸プール施設内の施設管理者が指定する場所に保管する。

(6) 既存長椅子再設置(94 席分×0.42m/席、材工共) ……39.5m

- ・観客席最上段の既存長椅子を別紙「観客席平面図」の位置に移動し再設置する。
- ・床固定用ボルトアンカー(M10×70 想定)、袋ナット、ワッシャーは受託者にて用意する。

(7) プラスチックチェーン・チェーン固定金物設置(材工共) ……1式

- ・固定金物 14 カ所、プラスチックチェーン約 61m(平面図上の直線距離)を設置する。
- ・設置位置は別紙「観客席平面図」のとおり。

(8) 養生・清掃 ……1式

- ・5 業務内容(4)～(7)にあたり必要な養生・清掃を行う。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写し(E 票)を提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	搬出計画書	事前に担当職員の承諾を得ること
	業務計画書	
	工程表	
完了時	写真帳	CD-R 等にて電子データも提出すること
	マニフェスト伝票の写し	
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (5) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(令和4年版[令和4年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。